発

併

情 E

合

雄

國

7和元年の二月に朝鮮信使が江戸に乗り込むと 林子平は國防論を高唱したので有名な人であるが 崩瓦解すべきのみ。

松

綠

云ふ事を聞き、

明

態馳せ上り、

朝鮮使節の堂々たる盛容を路傍

より

としたのである。其より僅か百五十年も過ぎぬ中 其の動機は此等の三國を怖れて其の掩襲に備

へむ

當時憂國の士林子平は仙臺より態

左の一節がある。

變を生じ、悍馬精兵を以て掩襲し來らば、我國は忽ちにして土

第 四

卷

雑

篡

韓國併合事情

我國は朝鮮、琉球、蝦夷の三國で界を接す、

一朝此等諸國より

望み見て、感慨措く所を知らず、直ちに國に歸つ て國防に關する意見書を游侯に奉つた。其の中に 地下に呼び起したら嘸かし驚喜する事であらう。 でも併合するの盛運に達したのである。 に、琉球、蝦夷、臺灣が我が領土となり、 林子平を 朝鮮ま

朝鮮 皇后以來千七百年來の難問題を解决したものであ の併合は眞に數千年來の懸案、少くとも神功 第 號 四七 (四七)

竆

70

第

號

つて 如何 1 も日 本 の發展 史上 1: 新 紀元 を割 9 ナニ され H た期間 まで約三ケ である。今私が述べやうと云ふの 月間 かぅ 併合 1の準備、 と其の

々三ヶ月間

に起

つた事件に過ぎぬ

のであ

遡つて攻究しなけれ

ばならぬ場合が

多

Ų

(1) 0)

Ō

は

の事件と雖も少くとも保護制

度實施

殊に茲に先づ以て一言して置きたい

る大事件に 端に 週の事 ·關聯 供 其 ï する裏面の事情を叙述して、 の眞相を露骨に開陳すると、 12 件 相 違な いざ思 E 與 v, るこさが ج 私は僥倖 但し事件が 出來 12 15 のであるか して此の 餘 國 りに近過 或は迷惑 一史資料の 瓦 B に千 3 ある。 時に 僅 費 併し此間

に属する部分 向も少 は、將來 くなからうど思 の時機を俟つて發表する外 ዹ 0) で、 極々秘

はな

寺內 明治 ī 四 十三年五月三十 日に 當時 の陸 冝 攴 臣 子餌

寺内子が 合を實行 0 統監 が現職 譋 着 せしめらるる為 决定 FI 任 に任 が終 したた ĩ 崩 0 のが 治 儘 一世られた五月三十日から八月二 つた日が八月二十二日である。 天皇 統監 七月二十三日、 めであつた。 一の御 に任命せられ 一裁可にな った韓 夫 寺内子が韓 12 んのは、 n か ら併 國 併 廟 は 狀勢 n 0 李 12 <u>(1)</u>

議で旣

合條約 國京

城

密 前 夫 韓國 併 れは初代統監公爵伊藤博文の舒職 併 合實行の 合の 施職 游 かぎ より一年四ヶ月以 何 峙 確 定したとい 前の ふ事 する三ヶ月以 明治 であ 四十二 Z

實が 制度より一轉して、 年四 一和を望 Ď 月十日に確定したと云ふ事が 30 當時桂首 ŧ, 事が 出來 併合せねば帝國 相 2 と小村外相 ج دريا 、
る
意 推测 とは 見を固 の 安固 韓國 せらる Ø) て居ら ぞ 東洋 事

あるといふ考を持つて居られた樣に、 縦し不可 て急速 るがい 能で無い に韓 (# 膝 DV. 統 としても、 併 監は當時に於ける內外 合を實行すると云 頗る困 難に 事. ふ事

T:

であ 鑑み

ならぬ を唱 と云 ક U) 朝 ので ばな 要路に當つて居ら いせられ 述 意 同 重 口 兩 要 と云 3 膝統 を揃 ā 5 .相 意 ふのでは S を叩 Z ñ 書 る á は 3 と云 非 n 監 72 n 3 類 カコ 、て大に 常に ずに 12 そも 伊 1) 5 は カコ い で t حج 併 藤 À. 緊 直 思 殘 統 先 到 非 見 刚 合 桂首 伊 監 パづ以て 底 0 りなく n 張 ち る 相 73 は 藤統監 ર્ 計 を競 Ē 其 72 言 L の かき 一
賛成さ 更に 外 つの目的 相 伊 12 ふ迄も ど小 夫 甪 南 伊 藤統監が之に 力 藤 細 意し حح 坂 n 統監を記 き終 村外 議 奎 0 拔けて意外な感 n 13 目 無 對 官叫 達する事 72 T 論 5 對 13 を闘 ī つて、 行 相 亘つて伊 L そこで桂 Ť τ — う 說 15 حح 服 12 訪 ŧ は

9 す

で

1-

親

しく なく に言

話 伊

z

n

72 監 b

言葉

W)

如何に

常

坚

は

12

は

前

5

た通

月

7

H

事

であ

á

かき

其

かっ

稙

h 12

間も

藤統

カジ 四

端京

城 Q)

に歸

6

n

12

時

私 山

反對

ては

叶ふも

0

でな 五人

Ġ

と云 人も 中に

à

述

懷

18

n

た事

說 あ

でも梅

ケ谷でも

\$ +

度に

掛

つて

來ら

何

0 藤

意 統

> かぎ n

あつた。 つて樞密院議

そし

月も

經

の中に

統監 せら か 强

0

長に て三ケ

轉

0

であ

る

此 職 で、

歸

両

D 0 n 政

Ø

b

居

っ

72

0

Ś,

元

來

韓

國

府 눞

0

要

職

に在 有

る

沓

かさ رن

協

间

፠ .

事

は

史

以水 であ

一大事業

一致して之に當らな であるから荷 |併合を實行 然るに は 同 意さ は せ 出 肝腎 する 時 ね < ば 來 n VŤ 面で此 敬服 があ 藤派 つて 事實に依つて見ても韓國 < 打 閊 12 どこが各 3 Ü n b の會見 から 誠 12 72 12 'n と云 Ļ E 0 退れ 々意見を異に 愉 であ 叉此 0 ふ事 快 時 は な柏 う 日を私 12 の當 华 間違であると云 F 時 私 扳 併 E して居つたやうに言ふ 併合に對して山 は で Ü Ø) 外務 知らして吳 後 E 頗 礼 次官倉. は 小 3 「ふ事 村 伊 失 望 藤 外 が tl 知 落 仙 公 縣派 12 判 鐵 0 膽 ょ 30 占 b 大 حح ご伊 此 から 親 は 耆 0

第 韓 國併 見

回 t

號

ル

рц

國 併 合

せ 述 去

る 懷

جح

伊

藤

統

監

かる

齂 職

の言葉

えど急に

轉

13 任

13 せら

う

12 n 12

事 72

實ごを思

ひ合

義とし、

は主

る

第

つて、 着 前 Ŀ 韓 併 加 か 臣 72 は n 廷 n 72 ĩ た恩 合の 何に しせら 提 育 韓 國 n = カコ 12 のである。 ح Ġ tz حخ 與 カジ 12 ` 國 實行 て満洲 も残 仆 其 事 Ĺ 知 かさ 世 併 盲 ^ 入 n ッ Ť 5 つて †2 n そ 0 は N 合 72 = 刹 念 任 Н フ n 3 疑 其 ñ を容易ならし  $\sigma$ į Ō 韓 誠 務 を 1 た事 言 那 O) であつた 13 廟 併 差支な 會 は ě 人 心誠意を以 を全うする事 容 間 赴 胩 誸 八自ら 仕 朝鮮 n 見 ï. 機 を證 の意志疏 カコ カラ 10 伊 n E 伊 ざる處 난 方 藤公は か ñ 藤 付 明する 全 *h*3 X 手を下して殺 Ų٦ とし 哈爾賓 公 `` 、安重 Ť T ح 13 to 併 カジ は 成 思 Ź る で 通 ţ, 韓國の 其 Ė ï あ 4 12 立 さいふ樣 かぎ 根 或 は 30 充 非 伊 圖 F 0) は 死 出 0 L n O) 30 藤 來 晤 る は 於 年 緩 常 分 以 伊 為 な 哈 任 Ó 急 t 13 公 殺 T Ĺ 露 韓 + 以上 國 な 15 劾 0 す 爾 務 あ 藤 12 か 0 鋄驛 を以 莁 死 3 甪 差 3 i: 觀 の 果 つ 國 國 公 念を韓 處 力せら は韓 12 ځ 報 75 併 大 15 **Ъ**5 Ł 0 p 事實 藏 Uî. 有 亦之 來 とな 思 ぜら から 0) τ 合 1. 國 は 到 行 大 寒 L 0 2 が急に 任する 事 受け 帝 委托 其 肝 務 進 洩 H 會 西 る n 1. て ö ñ 敘 z 備 1: 0) 0) カコ > 秘 韓 持 了 EII 72 會 手 赴 內 あ かゞ B 72 0 取 約 續 任 統 密 つて 上京 0 取 Ó 章 國 故 どころ 十を偽造 委托 75 12 此 次 書 太皇 P せら E h 週間 をし 整 寄 書 頮 來 Ù 办多 0 が 犯 捎 せら 帝 T 特 然 類 は ~ n Ŧi. せ る事に 2 る約 月三 以 TZ 手 E るに τ を収 南 來 0 趙 ح. 提 た 前 最 其 n 秘 たと云 昇 金庫 干 初 當 τ ፌ E 南 取 は b 銮 出 京城 ケ 居 鱦 若 費 に之に 該事 す 太 کمہ 書 H 調 昇 趙 月 i ふ嫌 、皇帝 妼 つ 12 類 込 林 25 0) 0 必を發見 であ 總 丰 任 要 必 南 納 伴 12 から警視 12 ifii 要 疑 昇 b めら 監 12 Ö) 命 言 カジ O) 1-前 時 で 甥 で云 0 う の を受け、 芨 關 赳 は Ŀ 15 E. たが 警 C H 係 τ で n Ū 非 L 此 つ は、 あ 7 て京 總 淈 あ た譯 する 此 手 ふ 12 常 脱點者 á o 偶 ` 提 A ح 箱 鰮 3 1-七 둪 夫 主 城 重 で 書 佛 0) 然 金 0) **カ**5 to 月二 林 さし 収 1. 其 あ

歱

1

入 Ŀ 太

西

譋 皇

類 朋 闙

H

ろ

口

D.

0) ኢ 12 大

ŧ 佛 事

其 6

は當 な任

で

登 0

藏 赴

列國 送りい 時 年 送ら き手段を探 十年六月に の自筆で書 1-H 3 15 0 の一月と二月に隆熙新帝 發送せられた かず n 木 カジ を各國 を許 0) 其 在 À 兩 ñ 0) ハを途 協力 韓國 隨從 た親翰 0 价 人 の III. 中 八は賣國 秘 П É 追 海牙 した の元首 する 中に カ b に依 を受け の事情を各國委員 付で見ると何れ に發送せられた親 の稿本 'n n 書 に開 る總理大臣李完用 12 b 類 と云ふ意味の書付である。 誅戮せらるべしと云ふ獻言に の臣である た舌代である つて韓國を日本の歴迫 って非常 Ŏ) Ē 垫 ١, 一發見し か 訴 حح >稿本である○ である。 Ö れた萬國 へて救を求 ઢ な悲境に陷 75 か が も保護制度實施 是れ 6 南 か 第三は紙片 書翰である。 に陳述せし 北 其 平和會議に使節を 壯士を放 を巡狩 其は 亦各 と内部大臣 め 0) 3 一つて居 第二は ーつ と云 明 國 より扱ふべ 治四 ū せら むる故、 に太皇帝 の元首に 數通 明治 の前 ふ太皇 韓 此 0 3 一一比 れた 干二 劉 宋 カコ 國 0) 秉 徬 あ 四 から 5 は太皇 であ で、 事 私 採 出 N 0 る る 見では、 第 太皇帝は賢明な人であつたけ 0 海 は岩 つて だけ、 たが、 牙密 を決 考 職 重 秘密書類を發見したと云 終に ~ Ê 大 暫 0 0) ź2 る 在 は 使 行 林 13 一く太皇帝 帝を圍繞 求 總監 一つた私 併合を實行する上に於て痛 問 責 事 援 如 却つて周圍 誰れ しやうと云ふ矢先 が を引 題 何 李完用及 华 狀 である ・も當時 併 は の意見は至極事宜 である。 を京城 太 付 して居る所謂雑造の い し今は時機 の意見を求 て其 (皇帝 τ 人宋秉唆 信 は カコ 0) . と言 雜遊 そこで此 用 の位 世 から遠ざけると云 かゞ した者 光 間 **S**誅戮問 が宜 めら の誤 を退 武帝 ፠ à E に太 رں n 0 知 で で、 とし 3 時 は か < 15 る處となられ <u>ځ</u> \* د Ġ 皇帝を京城 な 顯 適し あるい n 111 外務部及 4事に 11 隱謀 心 若林 12 Ť かっ は 13 其賢明 程 在 E 0 新 ŤZ p) 是れ の大事 併合 ふ手 るも なっ であ 堪へ 總監 120 聞 位中 つ 叁 tz j Ø 120 の意 は 3 る Ò であ

の

かず

第

DLI

韓國併合事情

Ħ.

Î

h

の

مَح

頗

四 卷 雑 篡 韓國併合非情

「誤の中心を遠けると云ふ効果が有るのは相違な ミズ ふの は 若へ物であらう。 之に由つて或は

を収 遂 此 3 からうが 保留して置き 「刺戟を與へる憂がある。隨 im 行する上に於て意外な支障が起 る方が得策 題は差當り此儘に、俗に言ふ責 他 の一方に於ては人心に對して非常な 他日 でありはせぬ 適當の時機に於て必要の措置 いかと云 つて圓滑なる談 3 かも ふ卑見を め道具として 知 81 'n 判を 逃 帝並 招 たが 帝に謁見せられ た現象を見たのである。と云ふのは會見室に が皇室より贈られたる花瓶をテー が皇室より曾て贈られたる屛風を立て廻 いて形式的の挨拶を交換せられたので に太皇帝を歴訪せられ、 太皇帝に拜謁

心を喚び起さし とも効果を與 何分統監 着した 事質を太皇帝 になった。 ても京城 若林 一行は明治 の出發も差し迫って居ったので に到着した上に於て決定しやうと 統監 總監 むる事は差支なか 此 へんが為め、 の耳に の重大なる發見に對し、 一は直ちに新任披露さして隆熙 は 四十三年七月二十三日 一足先きに歸つて行つ 達せし 間 接 Ø らうさい の方法 Ź, 其 いん依つ 、ふ事に いの警戒 縫分 に京 ₹2 0 何 果が有 我は 安ん で居 1-は嫣然なる温容を以て、自分は近頃全れるなど、未だ曾て見ない現象である。 なく、 謀 務 絶つて美術品を玩び、 ű の中心にならるゝやうなことはあるまい 裂 處理以外に じ ると云小事を繰返し話された。 1= つた事を感じたのである。 全然沈默を守つて居られたのである た。夫れ 若林總監 何等特殊 より約二 の秘密書類發見が隱然多 自分は近頃全然意を世事 或は花卉盆栽 週間 の政治方針を示さ

て此

まつて、

O 

統監

は

3

と心を

最早太皇帝が

少大な効

之に依

つて我

なごを樂

h

城

到

云

ふ事

i,

ģ

第 號

更に韓國

の内

閣

員 E

đ)

る

た時には別段變つた様子も

無か

せられた時には、

以

が前に變

は我 叉我

ブル

の上に ì

かっ

殊に

大皇帝

って 狂 η'n 配 は ガ なら n で、 如 何 12 君 子 を以 は 豹變 τ 其 すと云ふので、 の 進退を二三にし 全く図 12 譯 家 で 本 は

3 條 を讀者 で発 华 4. 其の 持つて い 0) 72 槪 1,5 やうに 水られ 服 略 を逃 に浮べんが 見 'n 72 べて置 tz か と云ふ事に付 爲 此 か 和 に、多少既 時に於け ばなら て、チ 3 n 往 靛 國 鎙 0) k 泵 謂 0) ታነ

0)

態度

を定めた人であ

る。

明治三十一

年 誠

位

0

**Æ** 

Ò

0

12

が光武帝を露國公使館に移し

て、

時

済 閣 面

を打ち毀

し、首相

め 金

たと云ふやうな 宏集以下二三の

に心 つてもり

る處 に於ては であ 0) んそ演劇 Νį 0) 役者 情 か る でき ごを 先 况 を観 Ü ş Ş パづ其の 性 知 h 心らない ₽ — 質 ۵ を知 にし 此 の重立ちた 國 時 ٠ ۲ ても、 らなけ 朝 0) 併 鮮 政 能 台 で云 く事 る役 n 先づ各種 府 ば 0) ムる大事 5與味 が異 育 者 腦 0 の役 相 Ã 13 カゞ 物性 を丁 件 乘 時 を勤 15 12 0) U) 總 解 活 行 刋 す 劇 ŧ حح め なし 横暴 カに 大臣 露派 Ġ Н 其 本黨 と云 依 を白豊公然路上に斬殺せし

李完用 即ち李完用であつた。 を逞うした事 は天下 るに非ざ の形勢が れば、 があつた。 然るに日露戦争後 到底韓國 變し 此の た為 0) 幸福 親露 めに、 派 を圖 日 に至 の首 本 B 5 1-0 カジ 由

へる事

を見透か

でして、

夫

n

ょ

h

は

非

常に

の三人が朝鮮 ど意見を異 移つた と云ふ人は カ とも言 側に Ľ, 人である 一にした為 曾 於 極 て内 は け 端 n が、 なる 3 部 7 重 大臣 居 めに僻戦 是れ 親 5 要なる立役 たた人 逐 をして は 派 决 から L から た宋 農商 居 省 極 5 韓 固守 L は 固 月に保 Ť 此 13 圭 自 卨 z زن 刃 條 親 は 謎 約 終に 極 H 力 派 條 赞成 前 之れに反對し、 毒 約 ど化して丁つた。 を締 議 を仰 政 せし大臣 結 府 v で自 大臣 ï た時に、 趙秉世 を斬 殺 叉侍從 明治三十八 1 12 時の 一も亦反對意見 處 程 す 武 0) 官長 總 可 狀態で 型! Ĺ ز ك £ 閔 大 年 冰 臣 0)

雑 粱 抗症 國併

70

常

であ

李完用

3 <u>ه</u>

翲

H

派

10

酸 カゞ 部

此

T.

大

趙

H

應

其

伊 中

旅公

ること

上李完用

副總

理

第

五三 金三

14

つて 反抗 員を説 τ あ こゐた爲 力に負 30 の譽が たの ば 條 縞 ü の 0 勢ひ 伊 した處 何等の効が 心 椅 1 ٥ 約 拘 子 5 で 藤 き伏 吾 H どする 0) 0) 李完用 を以 を占 あ 統 à Þ 儘 縮 本に亡命し、 8) あつた 30 Ë 監 FIF せたっ で、 は 12 結 斷 カジ 其 0 T U) 1= 関黨 唯 か 斡旋 多 411 0 韓 其 は 行 蒼 てゐた李 蒔 され 一國に臨 3 か 好意 成 R 内 カコ い」と論争して、 から の壓迫 でら趙重 Ħ でき 閣 5 寧ろ寬大の處 魚允中、 Ļ で學部大臣 十年間 た ば保護條約 本 を諒 0 --1 完用 の感情を害する えのに、 رهٔ かっ とす 班となった 應 0 H 員 を蒙り、 うい も滞在 金玉均 は名門 ŕ どし 本 あ かず 獨 カュ 可きで でら總 今合意: 置  $\ddot{\tau}$ کم 0) るか 强 h 毅 其 事 訓 遂 して居っ 僅 0 0) と調 露 H 傏 Ś n FI 理 1 あ 然 を かっ を追 多數 る、 的條 派 で 大 かっ は کمہ 倒 12 U) حح つた人 夙 Ġ 李 み 壆 1: 擅 何 ~ きで 李 完用 之に n 屬 Ĩ. さな E 約 事 部 0) 12 τ 秀 完 閣 il: 蹤 保 h 10 杓 大 を感じ 諒解 Ę ふ意味 を翕合 つた 大臣 員 國 H 初 範 حح を承けて居 もド بجة 10 T 塘 儲 め は司 深 略 歸 日 0 Ļ になって Ő つて、 E た軍需 に富 本に は .顧 本 から して つて日本軍の通譯となつた ン 威 の文明 勿論である。宋秉唆は 日本 法 間 に亡命し じた所 部 さな 取 h つた人であるが、 の為に った 徴發 進會を組織 る 時 品徴發に力を盡 だ男で、 大臣とな 川は統監 が 720 6 んのであ か たが 韓 た人である。 L Ġ, 虚 此 7Z 國 當時の日 の兩 うた j さうと云 府 りも 30 伊 H L 0) 本 進會とは て、 かゞ 藤統 盤 人 是れ 非常 と倶 渠が l 12 督 本軍 720 日 元 2 能 監 其の手 此 の下

んと大院 一誠意

0

<

E 庤 拔

本 は 擢 在

0

意

農

T つて

を持

0 眞 商 依

て居

0) 0)

> る農 1

露 亦

戦 閿

邻

0

時

に韓 を受 恩顧

族

の恨 君

のである

カジ

機 難

が

非

常

困

親

0)

韓

で物資 日派

步

と云 b

あ

るつ

かゞ

內閣

U.

首

時

分に韓

國

な

ij

\$2

ば韓

國

0

進步を闘る事

は

出

來

n さ云 H

てに居つ

た時

進 本 一致進

h

で居

3

提

て行

金

第

であ 認 邦論 さ見て、 る か のみなら る遣り方であ 6 カゞ 拔 めら 0) 首 を唱 を受け b Ġ るの 意 相 行 τ 新帝に 伊 'n 野 萷 心 は ゐる眞 を訪うて合邦論 つて了 鄴 是れは 藤 て之に 斷 善しさしても實行 其 ず寧ろ韓國 H カコ PU 出 鈋 へから自己 統監 然 45 6 7 次郎 じて忘 勸 曜 눞 意を徹底 L 日韓合同する Ó 3 めて南 同 75 宋秉 12 U) 'n ば殆 政 5 矛 意 内 ح 處が伊 宋秉唆 一の人 策 部 n 酸 かず されなかつた。 稱 is を以 を唱 せし 統監 大臣 じて んざ 0 北 宋秉 八心を緩 台 巡 か 韓國併 藤統監 日本人 1= の祭位 おた。 つた人 称を實行して皇帝 て微温的 曖 邦 上 か めやうど企 として韓國 い如かず 出 東京 意見 水 は 合事情 難では Ü 111 和 たに 渠も伊 であ 120 とは 1 理 L は ど考 な 着 時 就 やうさ云 同意され で姑息である に解 30 てられ 機 į, つて 杜 全 7 0) 藤統監 扶掖 尚早 へて、 12 首 職 خج 然背馳 U) 3 直 言 相 Ĺ か であ て東 . と言 は其 でに 12 15 0) ል 13 Ĺ 7 12 質 考 حج' 赫 b 0 0 (0 す 外困 額は僅 答へ を買 の三分 で別 て其 ぎはしない 私 かゞ んに 百方哩の面積と二千萬 つて見せませう」「一億圓と云 は 1-3 とを劉 1 n 到 かず 25 |難な日本政府 唱 び取 の富 其 着 ħ n るど、 億圓 **必** 宋秉 0 へしめ か て丁つた。 照 された 緣 源 趣旨は先づ以て日本 に三千萬圓であつた る代價としては で湾 H は か 宋秉 を下さるなら 畯 Ö 何十億何百億 韓國 時 12 は こ言は 植 畯 から b 其 h 實际併合實行 としては大金であ 木屋 は Ŏ だ譯になる。 は か であ *i*5 日本に 殆 ざ八 n 其 の人口を持つてゐて、 と素見客 の願る安 ば直 30 進曾 ると, は譯も とも ケ月以 賴 ፌ ぐに の富強 其は を促 かっ るに 金は當 宋秉 其 B の為 知 造 0) V Pl. Id して合 談 合 前 寺 ŧ n 作 非 る。

宋秉 めに

畯

言値 12

後

判 0 n

のやうな

費

であ ほご

3 の韓

內

統

京 を盛 であ

邦 رں

論 話 O) L

事

で

あ 0

ŏ

ح O)

U)

貧

n

ば自立

する

畯

は

「八千六

そ

國 حج

餘

高

邦 ż

實行

鈲

b

事

で

時

財

政 b

殊 を造

0)

第 號

> 拞 Ŧī. 쥪

六 金の

·玄界

ざる かゞ 四 卷 투 雑 Ċ 3 H 韓 合邦 國併 を創 合事情 立 L 鳥 0) 雙翼 まで出 鸠 して水 て、 第 何 峙 號 でも必要に應じて

する の如 を目的 < 車 民 0 0 名質を脱 兩 とし、 輪 0 韓國以より言 如 くさな して、 新大 つて東亞 國 へば保護 世 0 時 界 國 局 等國 民 جيز 一叉は 維持

刻 は に上る 多分 、聯邦政治を理 の榮譽を得るに 想とし 至ると云ふのであ たのであ つて、與 30

の併 と號 萬の か して 育員 つた 合を望 日 でを有 0 韓 h で 兩國 あ tz する一 30 . の 政 であるか が府は献 併し斯う云 淮 質が 策 ざうかは表 をし 國 兄 よ趣意を以て二百 たの 全体を代表する 面 である。 上明 膫 之 で て、

寺內 が営 る 一要な T 統 時 の韓 非常 監 臂 併 カジ 國 京 さし Ü 1-0) 寺內 內閣 物職 力 城 T を假し 1: 統監 薬の 着さ を起 は極 は ŤZ 力之に した n 入 別 韓 12 段宋 を止 ح 時分に、 <sub>Ø</sub> 反對 は言 Ü 東峻 ふ事 め ふち 12 L への援 を申込 宋秉唆 0) tz で . の 助 あ であ 無 を求 以は京城 うた h カコ 30 だの った 15 カ**ゞ** 事 週間 であ 為に、 理

宋栞唆は心

配

でたまらなか

つたさ見た、

遂に馬關

と云

to

經

渦

团 秉唆 を渡 か 爲 ï 内閣を作 つて朝鮮 猜忌深き韓國政客の間には、 つて併合實行 に入り込 护 氣勢 の局に を示して居つ 當らし 寺內統 め やう 盤が た 宋 之

云ふ考を持つてゐるなざゝ疑つてゐ 72

時の

情况はざ

こつさ以

上述るやうなも

Ō

で

あ

統監 をして居 内統監が は着 李完用 韓廷の 液水ら 任 つた事は察するに除 낈 須 來 れた 趙重 闆 少しも併 温態等が は カコ 盆々 . さ 云 其度を加 合の ふ事に付き並 如何なる使命 問 りあ 題 300 ī 言及 さ云 然 なら 3 るに を以 ふ狀 n Ñ 放 寺 て寺 n'e

る

結する を窺 由 う は、當時 文けの 12 は 寺 の韓 內 决 統監 心 が 廷 かず カラ できて居 沈默を守ら 果して圓滿 つた , カ ñ 1 . ざ う 併 72 合條 とい カコ ح 約 ል 事 云 を締

ふ人が私を官邸 むさせられ した八 月 たか 1 + 訪うて來 H らである。 0) 夜 たの 中に 此 ・度其の 突然李 の李人 後

秘書役を勤めて居つて、 を講演し て居つた事が 本君平なざく一所に、 れは明治三十年前後であつたらう。私は星亨、 朝鮮に行つてから以來、 あつて文筆にも達した人である。當時李完用の 3 で在つた。 n カコ 人は趙重應と共に日本に亡命した者で、學才 B を兩人が非常な興味を以て講習したと云ふ關 た筆記を講義録に連載した事があつたが 私が明治三十九年の初に、 此の兩 ある。其の時に私が各國 人が東京に居つた時 神田の政治學校で講師 私を誓師だと言うて交際 趙重應とも極く親密な間 伊藤公と共に |の政治制度 分 をし Į 是が併合談判の先騙とも言ふ可きもので、 置の後に、大體下に記述するが如き問答を交換 が出来なかつたやうな重大な事件に對し数を請 な容色を以て、「質は今日まで未だ曾て打 も思はなかつた の言はんごする處を答へたのであるから、 の旨を諒として自分一己の意見で無く、 たのであるが、是れ んが為に夜中年与参つたのであります」と云 を承けて細作の役目を以て あるけれざも、實は此の李人植 のであるが、李人植は は一場の私 水た のであ は 談に過ぎない 首相李完用 る。 非常に 寺内統 朋 戦争で 言は 私 一人が前 0) る事 沈 b

栞

をしてくれた。

其の關係か

ら李人植は時々私

の宅

言へ

ば斥候戦とも視る可きものである。

特に

問

したのである。

初は別段使

命を以て來たと

<

話

す事にする。

(第五回)

濱

田

耕

作

の整理

第

五七

第四章 第 研 究

74

韓國併合事情雜餘

雜

篡

金也